

第2.2節 被災者の生活再建に関する事前計画

第1項 計画の主旨

過去の大規模災害発生時においては、被災者が災害発生後に環境の変化による健康状態の悪化や生活の困窮により死亡する「災害関連死」が問題となっている。これを防ぐため、本計画では大雨等により大規模災害が発生した際においても、早期の被災者生活再建を実現するための必要な事項を定める。

なお、発災後の具体的な被災者生活再建支援制度の実施内容等については、第4章「災害復旧・復興計画」による。

第2項 市が実施する対策（各担当部）

1 被災者支援体制の整備

各種被災者生活再建支援制度について、事前に被災者支援体制を整え、発災時においても早急に対応できるよう努める。また、イスのサンケイホール鈴鹿を活用した、被災者生活再建支援のワンストップ窓口の実施や、自治体応援職員支援事務室の整備を行う。

2 鈴鹿市被災者生活再建支援ハンドブック（仮称）の事前整備

被災者生活再建支援制度については、国、県、各種団体により多種多様な支援制度が設けられているため、災害発生後に被災者が各種生活再建支援制度を一覧可能となるよう、被災者支援に関するハンドブックを事前整備のうえ、発災後に速やかに提供できる体制を整えるよう努める。

3 被災者生活再建に関する制度の事前周知

被災者生活再建支援制度を地域の民生委員及び児童委員等に対して事前に周知を図ることにより、発災後に平常時から支援している市民等へ制度紹介可能となる体制を整える。

4 救助法の特別基準に関する事前協議

救助法では、「災害救助事務取扱要領（内閣府）」に基づき事務を実施することが基本となるが、同要領以外の基準についても法に基づく救助の一部として認められる（特別基準が適用される）場合があるため、特別基準について救助法の実施主体となる県と事前協議し、発災後においても救助の実施に躊躇がなくなるよう体制の整備を進める。

5 被災者生活再建支援に関連する防災協定締結団体との事前協議

本市が防災協定を締結している、被災者生活再建支援に関連する企業・団体等と、事前に具体的な支援内容を協議し、発災時においても早急な応援を実現できる体制を整える。

また、併せて各協定を担当する所属を検討・決定し、平常時及び発災時の連絡窓口の確保を図る。

6 被災者支援システムの活用

被災者生活再建支援を円滑に行うため、情報の集約や罹災証明の発効等を行う際に被災者支援システムを活用する。

第3章 災害応急対策計画

大規模災害の発生のおそれのある場合及び大規模災害が発生した場合，迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう，その体制について具体的かつ明確に定める。

第1節 組織計画

第1項 計画の主旨

災害を防御し，又は応急的救助を行う等，被害を最小限にとどめるための組織を確立する。

第2項 市が実施する対策（危機管理班）

1 組織計画

組織計画は，第1部第3章第2節第3項の防災組織による。

2 防災関係民間団体の協力（各担当部）

その所掌事務に係る民間団体等に対し，市が行う災害応急対策に積極的な協力が得られるよう，協力体制の確立に努める。

第2節 災害通信計画

第1項 計画の主旨

市及び防災関係機関は、災害に関する情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保するため、通信施設の適切な利用を図る。

災害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話・電報施設の優先利用、警察通信設備、非常無線、公共放送等を利用し、防災関係機関相互の有機的な災害応急対策活動の円滑な遂行を図る。

第2項 市が実施する対策

1 通信手段の利用方法等

(1) 電話による通話（総務管理部）

市及び関係機関は、通信設備の優先利用について、西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておく。

ア 直通電話

交換機による通信の運用中は、I P電話による電話や内線が利用できる。また、交換機が使用不可の場合は、防災危機管理課に設置されている直通回線（2回線）を利用する。内線電話から外線が利用できない場合は、庁内交換機を経由しない直通電話で通信を行う。

イ 災害時優先電話

災害のため通話が集中して外線が利用できない場合は、災害時優先電話及び庁舎内の公衆電話で通信を行う。

ウ 電話回線の優先使用

災害時の電話回線の優先利用及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める。

(2) 三重県防災行政無線による通信（危機管理班）

三重県は県全域に衛星系・地上系の2系統の防災行政無線網を設置・運用しており、本市には端末固定局として2局（鈴鹿市・鈴鹿市消防本部）が設置されている。

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(3) 鈴鹿市防災行政無線による通信（危機管理班）

デジタル移動系無線システムを市の各部署、防災関係機関及び生活関連機関に整備しており、防災対策に関する通信を行う。

(4) その他の行政無線等（上下水道対策部、消防対策部）

第3章 災害応急対策計画

防災行政無線のほか、市では日常業務に使用する無線設備として鈴鹿市消防救急無線を整備しており、防災対策に関する通信を行う。

なお、上下水道対策部についてはＩＰ無線を利用する。

(5) 地域ＢＷＡを利用した通信（総務管理部、避難所対策部）

（株）ケーブルネット鈴鹿が整備した地域ＢＷＡによるインターネット網を活用し、ＩＰ通信等を実施する。

(6) 特設公衆電話の設置（避難所対策部）

避難所における避難者の連絡手段を確保するため、西日本電信電話株式会社三重支店と協力し、特設公衆電話を開設する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定）

資料編 16-23 災害時特設公衆電話設置箇所一覧

2 無線車の事前配備（危機管理班、総務管理部）

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は輻輳のおそれがあるときは被害状況等を把握するため、無線車を災害現地に派遣し、災害状況報告並びに本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるよう努める。

3 通信設備の応急復旧（防災関係機関）

(1) 専用通信

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、警察本部、気象台、国土交通省、海上保安部、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、更に中部電力パワーグリッド株式会社、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。

エ 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施、発災時に備えるように努める。

(2) 公衆通信

西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等の災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

第3項 市民や地域が実施する対策

市民は、防災情報を複数から入手できるよう努力し、それぞれが最善の防災行動を取り減災に努める。

アマチュア無線による災害時応援協定に基づき、市に防災情報を提供するため必要に応じて、市と災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿は協議を行う。

災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿からの申し出により可能な範囲で、市内の相当無線技士に当会の周知を行い、より詳細な情報が収集できるよう協力する。

第3節 気象予警報等の伝達計画

第1項 計画の主旨

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報，注意報及び情報，水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水予報及び水防警報を，この計画により迅速かつ的確に伝達し，防災対策の適切な実施を図り，もって被害を最小限度に防止する。

第2項 市が実施する対策（危機管理班）

1 予報等の伝達

気象予報等の伝達は，次の気象予警報等伝達系統図による。

なお，洪水予報及び水防警報については，水防計画第3章第1節水防体制の[水防連絡系統図]による。

[予警報の発表，種類]

（1）気象注意報等

気象業務法に基づき，津地方気象台が県内のどこかで災害が発生するおそれのある場合において注意を呼びかけて行う予報をいう。津波注意報に関しては気象庁が，発表する情報をいう。

（2）気象警報等

気象業務法に基づき，津地方気象台が県内のどこかで重大な災害が発生するおそれのある場合に警戒を呼びかけて行う予報をいう。津波警報は気象庁が，発表する情報をいう。

（3）特別警報

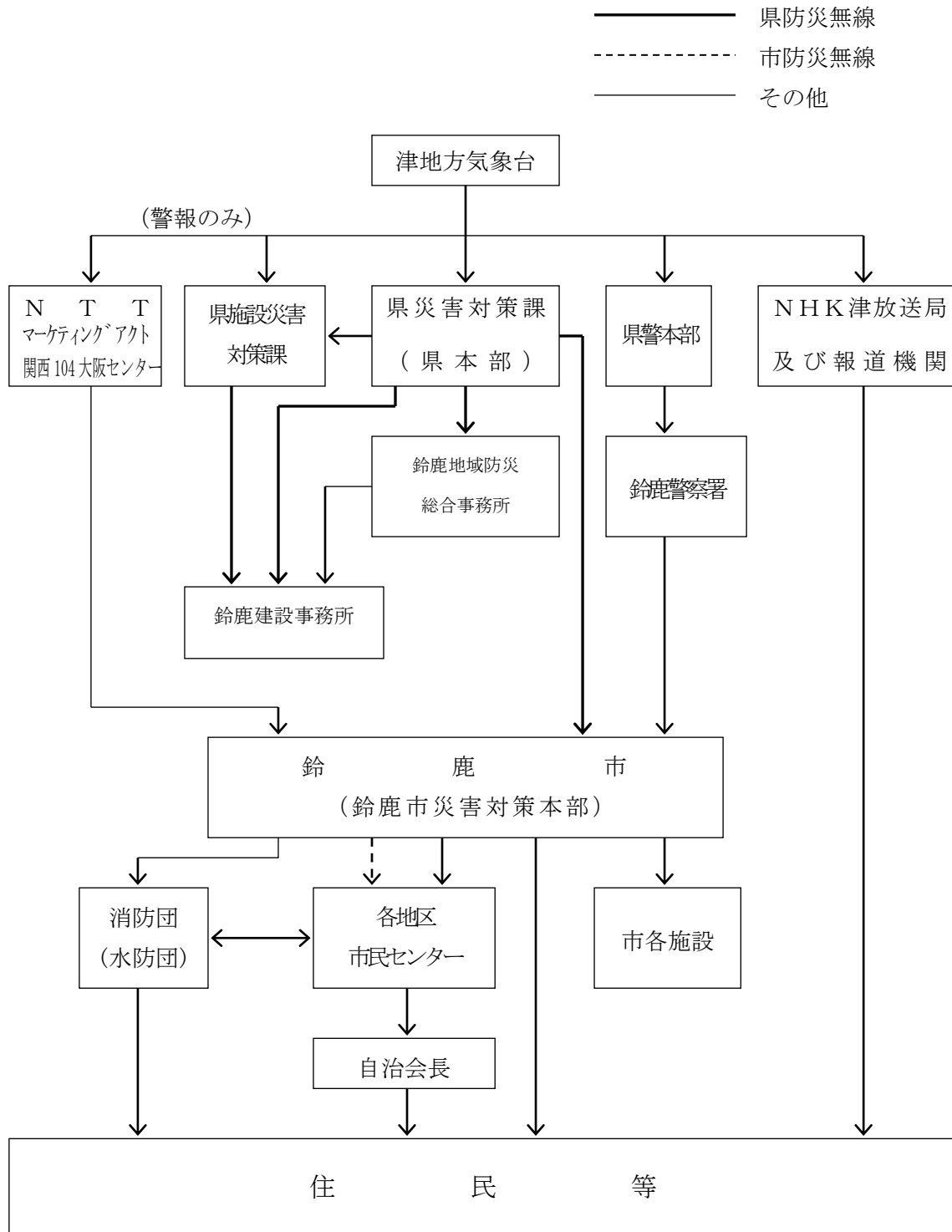
気象業務法に基づき，津地方気象台が警報の発表基準をはるかに超える大雨や，大津波等が予想され，重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し，最大級の警戒を呼びかけるものをいう。

（4）洪水予報

一級河川である鈴鹿川及び鈴鹿川派川については，水防法に基づき国土交通省三重河川国道事務所と津地方気象台が共同して洪水予報を行う「指定河川洪水予報」に指定された。

梅雨期や台風期等の大雨により，洪水のおそれがあると認められた場合には，水位・雨量等の現況及び予報等を示した洪水予報を発表し，県及び市等の防災機関に通知する。

【気象予警報等伝達系統図】※水防警報及び洪水予報はこの系統図によらない。



(注) 勤務時間外に警報を当直員が受理したときは、直ちに防災危機管理課長並びに関係部課長に連絡する。

第4節 災害情報収集・伝達計画

第1項 計画の主旨

災害情報及び災害報告の収集並びに伝達は、災害応急対策を確実に実施する基礎となるものである。したがって、災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、速やかに被害状況又は災害情報を収集把握して、本部(総務管理部)に報告する。

第2項 市が実施する対策

1 情報収集・連絡手段(危機管理班、各担当部、総務管理部)

(1) 情報の収集・連絡

コールセンター及び各部は、それぞれの所掌の災害等の情報を職員の現場派遣も含めて可能な限りの手段を講じて収集する。参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後班長に対し報告する。

各部は、収集した情報を総務管理部総務班に報告する。また、各班はあらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調査について責任を持つ。

資料編16-5 防災に関する協定一覧(災害時に備えた相互協力に関する申合せ、映像情報の提供に関する協定、災害時における航空写真等による被災状況調査に関する協定、災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集及び情報連携に関する協定、大規模災害時における小型無人機による情報収集に関する協定)

(2) 情報の連絡手段

各部は、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話、メール等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。

(3) 災害対策業務の記録

危機管理班は、災害対策業務に関する情報をコールセンター及び各部等から集約し、災害対応終了後に記録する。

(4) 住民等の被害情報・安否情報の収集・伝達

ア 広域災害が発生した場合は、住民等の避難情報、安否情報等に関する照会に対し速やかに回答するため、「安否情報システム(総務省消防庁)」を活用し、住民等の避難情報や安否情報等を収集・整理し、他の被災自治体や警察、消防及び三重県等の防災関係機関と情報共有を行う。

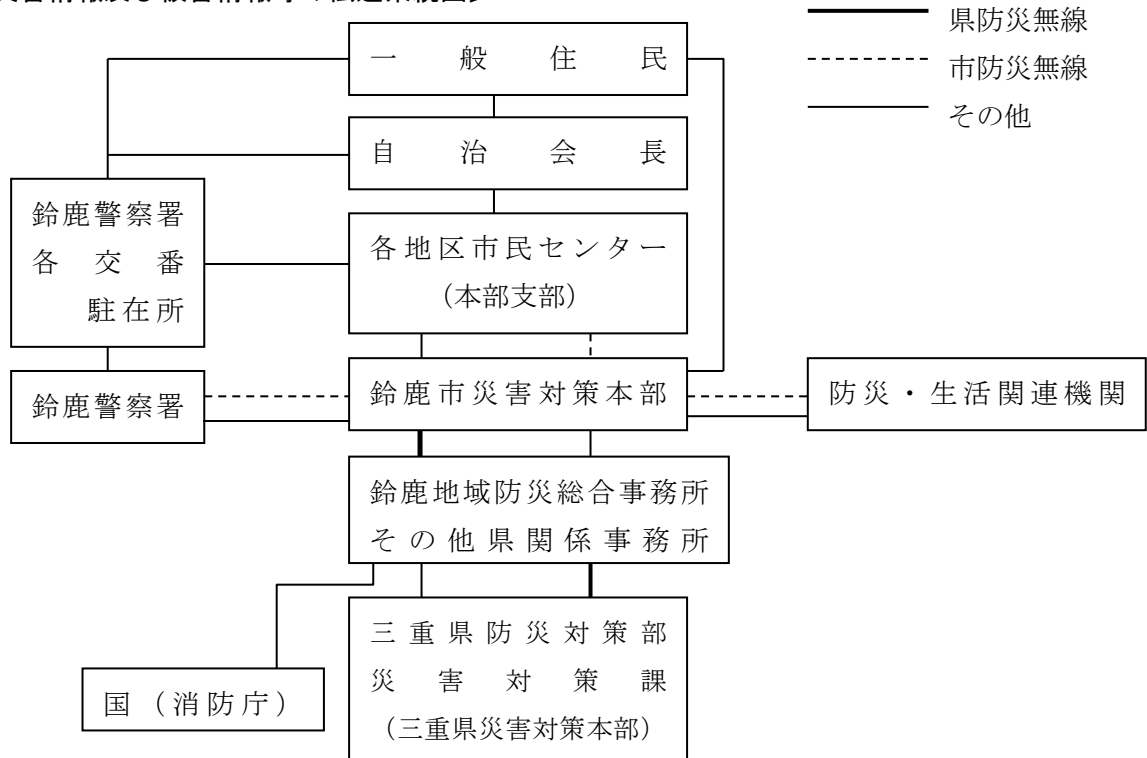
イ 現在地や避難所から、安否登録及び安否確認ができる防災アプリ(CNSコネクト等)の活用の周知をはかる。

ウ 被災者台帳支援システムを活用する。

被災者生活再建支援を円滑に行うため、情報の集約や罹災証明の発効等を行う際

に被災者支援システムを活用する。

〔災害情報及び被害情報等の伝達系統図〕



2 報告の種類

(1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

- ア 概況報告
- イ 被害状況速報
- ウ 被害報告
 - (ア) 中間報告
 - (イ) 確定報告

(2) 報告の内容と時期

ア 概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、各部（各班等）から総務管理部（総務班）を経て、県地方部総括班（鈴鹿地域防災総合事務所）に報告する。

なお、代替として被害速報送受信票も可とする。

ただし、通信手段の途絶、輻輳により、県地方部及び県本部に連絡できない場合には、直接消防庁へ報告する。

第3章 災害応急対策計画

また、火災・災害等即報要領の直接即報基準に基づく下記に記述した火災・災害等については、火災・災害等即報要領により第1報を覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で直接消防庁に対しても報告する。

(ア) 火災等即報

a 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

(a) 航空機火災

(b) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災

(c) トンネル内車両火災

(d) 列車火災

(イ) 危険物等に係る事故

a 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、死者（交通事故によるものを除く）若しくは行方不明者又は負傷者（5名）が発生したもの

b 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの

c 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(a) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(b) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

(c) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(ウ) 原子力災害等

a 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から通報のあったもの

b 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

(エ) 救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

a 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

b バスの転落等による救急・救助事故

c ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

d 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

e その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

(オ) 災害即報

第3章 災害応急対策計画

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 被害状況速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票、被害状況速報に基づく内容とし、各部（各班等）から総務管理部（総務班）を経て、県地方部（鈴鹿地域防災総合事務所）に報告する。

ただし、通信手段の途絶等により、県地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、直接消防庁へ連絡する。

消防庁への連絡先

（平日9：30～18：30）

N	T	T	回	線	消 防 防 災 無 線	地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク
TEL	03-5253	7527			TEL 90-49013	TEL 7-048-500-90-49013
FAX	03-5253	7537			FAX 90-49033	FAX 7-048-500-90-49033

（上記以外）

N	T	T	回	線	消 防 防 災 無 線	地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク
TEL	03-5253	7777			TEL 90-49102	TEL 7-048-500-90-49102
FAX	03-5253	7553			FAX 90-49036	FAX 7-048-500-90-49036

なお、住家の被害状況が救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記速報とは別に、住家等被害状況速報を県地方部（鈴鹿地域防災総合事務所）に報告する。

ウ 被害報告

被害報告の、県その他関係機関への報告責任者は、各部関係班長とする。

（ア）中間報告

ア、イの速報の段階において、報告を求められたときは、その都度所定の様式又は項目により、県地方部（鈴鹿地域防災総合事務所）に報告する。

（イ）確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法（時期）に基づき各部（各班等）から各関係機関に報告する。報告要領は、中間報告と同様とする。

資料編10-8 県報告様式

3 被害状況等調査収集

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害情報、被害状況の調査担当班は次のとおり。

分 掌 事 項	調 査 担 当 班
被害状況の総括的収集	総 務 班
被害状況のうち公共土木施設及び急傾斜地	建 設 班
被害状況のうち都市計画施設	
被害状況のうち下水道（雨水）施設	
被害状況のうち市有建築物	営 繕 班
被害状況のうち農業土木施設	産 業 物 資 班
被害状況のうち一般農林関係	
被害状況のうち一般水産関係	
被害状況のうち一般畜産関係	
被害状況のうち一般建築物	調 査 班
被害状況のうち上水道施設	水 道 工 務 班
被害状況のうち下水道施設	下 水 道 工 務 班
被害状況のうち一般商工業	産 業 物 資 班
被害状況のうち教育関係	学 校 管 理 班
被害状況のうち社会福祉施設	福 祉 班
被害状況のうち一般的関係	各 支 部

4 夜間及び休日等の被害報告の通報

夜間及び休日等において、突発的な被害等について住民又は関係機関から通報があったときは、受信者は直ちに総務班長に報告をする。総務班長は、本部長、副本部長、危機管理部長及び関係部長に連絡する。

5 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

（1）発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報する。

（2）警察官の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、順をへてその旨を速やかに市長に通報する。

（3）市長の通報

上記(1)及び(2)によって「異常現象」の通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報又は連絡する。

気象官署、県、警察及びその他関係機関

6 主要交通機関の災害情報

